

国立研究開発法人特例随意契約に関する関係規程類

		関連規程類	規程類等抜粋
大臣決定2(1)の措置及び(2)の条件について	大臣決定2(1)の措置及び(2)の条件は、その履行・遵守の状況を法人の内部監査等により計画的に点検し、かつ、その結果を契約監視委員会に報告し、了承を得ること。	契約事務取扱要領第30条の11第2項	<p>【契約事務取扱要領】 第30条の11 経理部長は、一定の条件により抽出した特例随意契約の案件に関し、次の各号に掲げる事項について契約監視委員会による点検を毎年度受けなければならない。 一 大臣決定2(1)①から⑤の措置及び(2)①から⑦の条件が研究所の規程類に基づき運用されていること 二 公開見積競争の参加者が一者である契約に関する、一者となつた原因及び参加者の拡大の可能性 2 経理部長は、大臣決定2(1)の措置及び(2)の条件に係る履行・遵守の状況に關し、研究所が実施する計画的な監査、点検等の結果を契約監視委員会に報告するものとする。 3 経理部長は、前2項に係る契約監視委員会の資料及び議事概要について、研究所のホームページに掲載する方法により公表するものとする。</p>
(1)研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置	① 全ての研究者及び事務職員に、定期的かつ計画的な不正使用防止のための研修の受講を義務付けている。	・産総研決定文書(産総研14-12) 「業務運営システム及びコンプライアンス推進体制の見直しについて」	<p>【決定文書】 職員に対する組織倫理、ルールに対する認識の徹底 ①現在実施中の研修に加え、管理職向けの研修においても事務手続のマネジメントに関する研修を実施する。また、全職員が、毎年、全ての業務にわたるe-ラーニングを実施することを義務づけ、職員全員に組織倫理、ルールに対する認識を徹底する。</p>
	② 契約担当の事務職員のみが、契約(発注)を行うこととしている。	・会計規程第4条第1項第1号 ・会計事務取扱要領別表第1 ・組織規則第72条、及び第88条第3項	<p>【会計規程】 第4条 財務及び会計に関する事務の適正を図るため、次に掲げる会計担当職を設けるものとし、その担当する事務は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 契約担当職 研究所の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関すること。</p> <p>【会計事務取扱要領別表第1】 会計担当職(契約担当職)、会計職、会計職代理、所掌事務の範囲を明記</p> <p>【組織規則】 調達室、研究業務推進部室における業務所掌の範囲を明記 一 物件の調達に関すること。 二 物件の売払及び賃貸並びに役務の提供の契約に関すること。</p>
	③ 檢収担当の事務職員が、検収を行うこととしている。	・契約事務取扱要領第34条 ・検収事務取扱要領第4条	<p>【契約事務取扱要領】 第34条 契約担当職は、契約の適正な履行が確保されるようにその履行状況を把握しておかなければならない。 2 監督検査等についての必要な事項は別に定める。</p> <p>【検収事務取扱要領】 第4条 契約事務取扱要領第34条第1項の業務を行うための補助者として、研究所に検収員を置く。 3 檢収員は、別表の検収欄に掲げる検収の区分に応じ、それぞれ同表の検収員欄に掲げる職員等(職員及び契約職員をいう。)とする。</p>

国立研究開発法人特例随意契約に関する関係規程類

	関連規程類	規程類等抜粋
<p>④ 物品管理担当の事務職員が、換金性物品の保管状況を定期的かつ計画的に検査することとしている。</p>	<p>・有形固定資産等管理要領第2条第3号、第8条、第8条の2</p>	<p>【有形固定資産等管理要領】 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 有形固定資産 会計規程第38条第2項に規定する独法会計基準に定める有形固定資産であって、現に業務の用に供する目的をもつて所有しているもので、その取得原価が50万円以上かつ耐用年数1年以上のものをいう。 二 準資産 取得原価が10万円以上50万円未満であって、耐用年数1年以上のものをいう。 三 換金性の高い物品 パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ及び録画機器のうち、取得原価10万円未満のもの及び取得原価10万円以上であって耐用年数1年未満のものをいう。 四 有形固定資産等 有形固定資産、準資産及び換金性の高い物品をいう。</p> <p>第8条 決算室長は、有形固定資産等の管理運営業務を円滑に行うため、有形固定資産等に関する次の各号に掲げる事項を記録した固定資産管理台帳を備える。</p> <p>第8条の2 決算室長等は、毎年度、保有する有形固定資産等の棚卸しを実施し、その結果を固定資産管理台帳に記録し、管理責任者へ通知する。</p>
<p>⑤ 契約業者から不正をしないことの誓約書を受領することとしている。</p>	<p>・産総研決定文書(産総研15-01) 「競争的資金等の適正執行の確保に向けた取り組みについて」 ・契約事務取扱要領第3条の2</p>	<p>【決定文書】 4. 研究費の適正な運営・管理活動 (2)業者との癒着 物品等調達における業者との癒着については、研究実施部門等の調達請求時点におけるチェックポイントとして浸透を図るほか、運営・管理責任部署による自主点検項目として位置付ける等により、疑わしい取引の把握に努め、関連部署と連携し、未然の防止に努めるものとする。また、産総研と取引する業者から、不正取引に関与しない旨の誓約書を求めるものとする。なお、癒着が明らかとなった業者については、「契約に係る指名停止等の措置要領」等に基づき、指名停止等の措置を行ふものとする。</p> <p>【契約事務取扱要領】 第3条の2 契約担当職は、<u>契約の相手方に不正防止及び反社会的勢力排除に係る誓約書を提出させなければならない</u>。</p>
<p>⑥ 上記①から⑤までの措置を規程類で明文化し公表している。</p>	<p>上述のとおり。</p>	

国立研究開発法人特例随意契約に関する関係規程類

	関連規程類	規程類等抜粋
(2)特例随契を適用するための条件		
① 特例随契は、関係法人以外との契約であること。	契約事務取扱要領第30条の3第2項	<p>【契約事務取扱要領】 第30条の3 特例随意契約は、研究所のホームページに公告する方法により見積書を徴取する見積競争（以下「公開見積競争」という。）によるものとする。 2. 契約担当職は、特例随意契約をする場合において、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、取引等の状況を情報公開することとされている次に掲げる場合のいずれにも該当する者を参加させることができない。 一 研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しているとき。 二 総売上高又は事業収入に占める研究所との間の取引割合が3分の1以上であるとき。</p>
② 特例随契は、公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施すること。	契約事務取扱要領第30条の3第1項	<p>【契約事務取扱要領】 第30条の3 特例随意契約は、研究所のホームページに公告する方法により見積書を徴取する見積競争（以下「公開見積競争」という。）によるものとする。 2. 契約担当職は、特例随意契約をする場合において、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、取引等の状況を情報公開することとされている次に掲げる場合のいずれにも該当する者を参加させることができない。 一 研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しているとき。 二 総売上高又は事業収入に占める研究所との間の取引割合が3分の1以上であるとき。</p>
③ 特例随契は、公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施すること。	契約事務取扱要領第30条の6	<p>【契約事務取扱要領】 第30条の6 契約担当職は、公開見積競争における参考見積の参加者が一者であるときは、価格交渉を実施しなければならない。</p>
④ 特例随契は、研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であること。	契約事務取扱要領第30条の2	<p>【契約事務取扱要領】 第30条の2 第26条に定めるもののほか、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第76号）第6条及び第22条に規定する組織に係る研究所の研究開発に直接関係する次の各号のいずれかの契約（以下「特例随意契約」という。）をするときは、会計規程第30条第4項の規定により随意契約によることができる。 一 予定価格が250万円を超える1000万円以下の製造の請負 二 予定価格が160万円を超える1000万円以下の財産の買入れ 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える1000万円以下の物件の借入れ 四 予定価格が100万円を超える1000万円以下の役務（工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外をいう。）の提供の受入れ</p>

国立研究開発法人特例随意契約に関する関係規程類

	関連規程類	規程類等抜粋
(5) 特例隨契は、契約監視委員会等が事前承認及び事後確認すること。	契約事務取扱要領第30条の10、第30条の11	<p>【契約事務取扱要領】 (契約監視委員会による事前承認) 第30条の10 経理部長は、特例随意契約の導入に当たり、「国立研究開発法人の調達に係る事務について」(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定。以下「大臣決定」という。)2(1)①から⑤の措置及び(2)①から⑦の条件に係る規定方法及び内容について、契約監視委員会による承認を得なければならない。 2 経理部長は、次条第1項の点検の結果を踏まえた契約監視委員会による特例随意契約の実施に係る承認を、毎年度得なければならない。</p> <p>(契約監視委員会による事後確認) 第30条の11 経理部長は、一定の条件により抽出した特例随意契約の案件に関し、次の各号に掲げる事項について契約監視委員会による点検を毎年度受けなければならない。 一 大臣決定(1)①から⑤の措置及び(2)①から⑦の条件が研究所の規程類に基づき運用されていること 二 公開見積競争の参加者が一者である契約に関する、一者となつた原因及び参加者の拡大の可能性 2 経理部長は、大臣決定2(1)の措置及び(2)の条件に係る履行・遵守の状況に関し、研究所が実施する計画的な監査、点検等の結果を契約監視委員会に報告するものとする。 3 経理部長は、前2項に係る契約監視委員会の資料及び議事概要について、研究所のホームページに掲載する方法により公表するものとする。</p>
(6) 特例隨契は、契約概要を別紙様式により公表すること。	契約事務取扱要領第35条第3項	<p>【契約事務取扱要領】 第35条 (略) 2(略) 3 契約担当職は、第30条の2に規定する特例随意契約により締結した契約について、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。 一 第1項第1号から第4号まで及び第6号から8号までに掲げる事項 二 第30条の3第1項に規定する方法により見積書を徴取したもの数 三 その他必要と認められる事項</p>
(7) 特例隨契を導入したことによる効果を、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載すること。	契約事務取扱要領第30条の12	<p>【契約事務取扱要領】 第30条の12 研究所は、特例随意契約の導入による効果を、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項に規定する自ら評価を行った結果を明らかにした報告書に記載するものとする。</p>
(8) 上記①から⑦の条件を規程類で明文化し、公表すること。	上述のとおり。	